

岡崎市登録市民活動団体の皆様へ

公益活動報告書の提出のお願い

市民活動団体登録制度は、市民活動拠点施設における団体料金での利用や市民活動総合補償保険の適用など、市民の皆さんの貴重な税金をもとに活動を応援するものです。

公益活動報告書は、市民活動団体としての要件を満たしているかを年に1度確認しています。また、市民の皆さんがいつでもチェックできるように、ホームページ「おかざき市民活動情報ひろば」で公益活動報告書を公開しております。

公益活動報告書の提出がない場合、市民活動団体登録の取消しの対象になりますので、必ず提出してください。

団体廃止について

市民活動団体の登録解除を希望する場合は、「市民活動団体登録廃止届」を提出し、市民活動団体の登録解除の手続きを行ってください。また、ヒアリングや面談を通して、今後の活動改善の見込みがないと判断された場合、廃止届の提出をお願いする場合があります。※「市民活動団体登録廃止届」はあくまで、市民活動団体として市への登録を解除するための書類です。「団体そのものを廃止(解散)」するための届出ではありません。

<市民活動団体登録でなくなった場合>

- ①りぶらや地域交流センターの施設使用料が**一般団体料金**になります。
- ②市民活動総合補償保険の適用がなくなります。
- ③「おかざき市民活動情報ひろば」で団体の活動情報等のPRができなくなります。
- ④取消しとなった日から1年の活動実績が必要です。その間は再登録できません。

自己診断チェックリストについて

公益活動報告書の裏面の自己診断チェックリストは、市民活動団体の登録要件に対し、各団体が自己診断していただくものになります。

該当する項目があった場合は、市民活動団体登録要件を満たしているとはいえませんので、改善に努めてください。

速やかに改善することができない場合は、希望に合わせて、面談をお受けしております。また、面談をご希望されない場合でも、後日ヒアリングする場合があります。

《ヒアリングする可能性のある団体》

- ① 令和6年度公益活動報告書においても同じ項目にチェックがあった団体
- ② 令和7年度公益活動報告書表面に記載がない団体

※自己診断チェックリストのお問合せは、市民協働推進課(☎0564-23-6491)

裏面もご確認ください

◇自己診断チェックリスト各項目の考え方・補足

【1】活動実績について《①～③》

①	会員(または特定者)限定の活動は、団体登録要件上の「市民活動」※1とは言えません。
②	市内を中心に市民活動が実施されている必要があります。
③	また、団体の事務局が市外にある場合、③もご確認ください。

※1 市民活動:不特定多数のもの利益の増進に寄与する活動を指し、岡崎市民にとって公益性・社会性の高いサービスが提供される活動

【2】構成員について《④～⑪》

④	構成員の名簿のこと。
⑪	入退会:構成員になること・脱すること 会の活動目的に賛同した人が誰でも構成員として参加できるようにする必要があります。役員会で承認を求めたり、不当な条件を設けたりすることはできません。該当する場合、規約(会則)改正を検討してください。※2 ※役員会での承認が必要な場合でも、「弁明書」でこれまで不承認となった事例がないことを弁明することも可能です。(登録申請時に提出している場合は、再提出不要です。)

※2 規約改正:各団体の規約で定めた方法で行ってください。
(役員会・総会で承認を得るなど)

【3】団体規約等の内容について《⑫～⑬》

⑫	市民活動団体登録申請時に提出していない団体は、速やかに市民活動センターに提出してください。
⑬	広く市民社会一般の利益の増進を活動目的に含めていることが読み取れない場合、文言を改めるなど規約(会則)改正を検討してください。 ※原稿の規約(会則)のままでも、別途「弁明書」で“広く市民社会一般の利益の増進”が活動目的に含まれている旨を弁明することも可能です。(登録申請時に提出している場合は再提出不要です。)

市民活動に関する相談先(随時お受けしています。お気軽にご相談ください。)

◆市民活動センター(図書館交流プラザリぶら2階)	☎0564-23-3114
◆北部地域交流センター(なごみん)	☎0564-66-8251
◆南部地域交流センター(よりなん)	☎0564-59-3600
◆西部地域交流センター(やはぎかん)	☎0564-33-3665
◆東部地域交流センター(むらさきかん)	☎0564-66-3066
◆地域交流センター六ツ美分館(悠紀の里)	☎0564-57-5050